

6月21日 こども家庭庁 訪庁

○成育環境課

昨年12月に こどもの居場所に関する指針 国が閣議決定

「居場所」は地域性の影響を受ける

子ども基本計画に居場所づくりについて進めていく = 地域全体のパフォーマンスを上げていく事業の予算化 (モデル事業)

こどもの居場所づくりを地域で進めていくための助成 こどもがどのような状況かなどの実態調査 (半額)、こどもがつながるための広報 (半額)、地域の中に多様で多数の居場所がある (選べる) 地域資源の現状把握とコーディネーターの配置 (半額)

□中高生の居場所

居場所とは? 全てのこどもに居場所が必要だ という考え方

すべてのこどもとは?

0~18歳までのすべてのこどものこと。

それぞれの専門性をもった居場所 (障害や性的マイノリティー、医療的ケア) があり、これをコーディネートできる人が必要 = 地域全体の底上げができる

成育局

インクルーシブ保育をどのように進めていくか → 福祉サービスとの連携、協働

保育所等訪問支援の活用 : うまく連携しているケースの共有

児童発達支援センターの役割

拠点ではなく、今ある人材 (点) をどのように面にしていくかを検討する必要がある。

新しいものを作るという視点ではなく、今ある人材をどうやって地域に活かしていくか。